

うるおいある豊かな環境にまつまられるまち まつさか

第 2 次 松 阪 市 環 境 基 本 計 画

Matsusaka City Environmental Basic Plan II

2018-2027

中間見直し版 [案]

2023 年 月

松阪市

- 目 次 -

第1章	計画の基本的事項	1
1.1	第2次環境基本計画の中間見直しについて	2
1.2	中間見直しの背景	3
1.3	松阪市の環境分野における現状	5
1.4	環境に関する市民意識	11
1.5	中間見直しの方針	13
1.6	計画の期間	14
第2章	計画の目指すもの	15
2.1	目指すべき環境像	16
2.2	脱炭素社会の実現に向けて	17
2.3	第2次計画で大切にしている視点「自分のこと化」	18
2.4	分野別ビジョン	19
2.5	分野別ビジョン別の環境目標	20
2.6	施策体系図	21
第3章	施策の展開	23
3.1	脱炭素社会の実現に向けて環境にやさしい生活ができるまち	26
3.2	ムダなく資源が循環し、モノを大切にする心を育むまち	28
3.3	多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち	30
3.4	人も生き物もおいしく感じる水を守っていくまち	32
3.5	安全で快適かつ、暮らしの中で松阪らしさが感じられるまち	34
3.6	20年・30年先の松阪の環境を考え、みんなで協力して行動できるまち	36
第4章	計画の推進	39
4.1	計画の推進体制	40
4.2	進行管理の方法	41
4.3	環境にやさしい行動指針	42
資料編		45
資料1	松阪市環境基本条例	46
資料2	松阪市環境審議会	50

第1章

計画の基本的事項

この章では、第2次松阪市環境基本計画の中間見直しの意義や市の環境分野における現状などをとりまとめています。

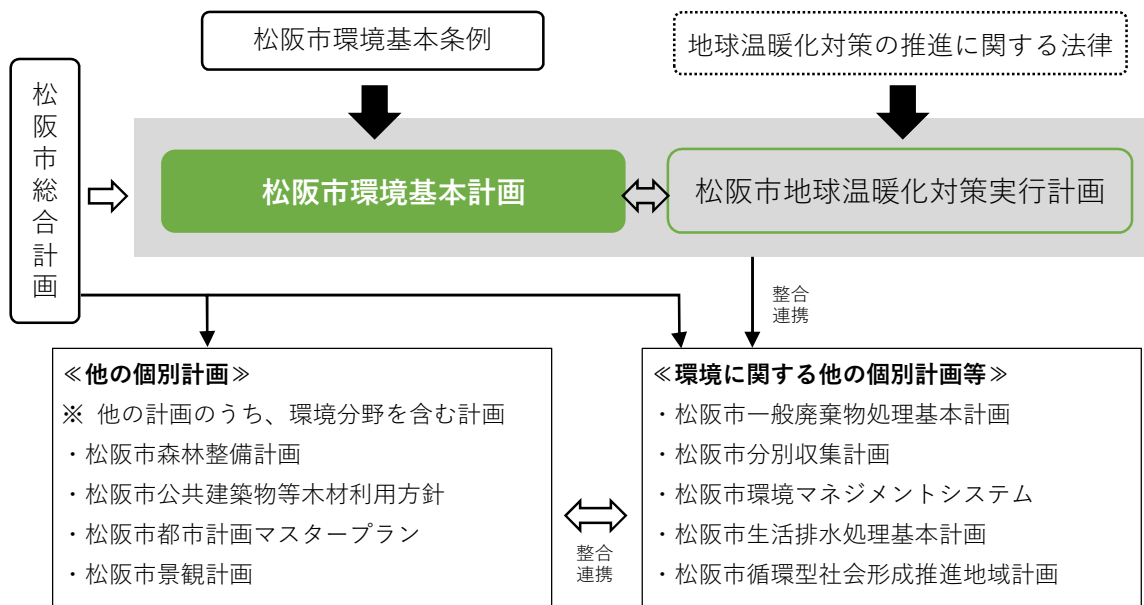
1.1 第2次環境基本計画の中間見直しについて

2018（平成30）年2月、松阪市環境基本条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、う
るおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を長期的な視野で総合的かつ計画的に推進するため、
目標年度を2027（令和9）年度とする「第2次松阪市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策
定しました。

また、2021（令和3）年2月、本計画の上位計画である「松阪市総合計画」（以下「総合計画」とい
う。）を策定し、「ここに住んで良かった みんな大好き松阪市」を具体的実現するための取組とし
て、「輝く子どもたち」「いつまでもいきいきと」「活力ある産業」「人も地域も頑張る力」「安全・安心
な生活」「快適な生活」「市民のための市役所」の7つの政策と、超高齢社会における10年先、20年先
を見据えた視点で政策をまたぐ「横断的な取組」をまとめました。

本計画の計画期間は2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間としており、策定
後5年を経過する2022（令和4）年度に中間見直しを行うこととしています。総合計画や関係計画と
の整合を図りつつ、また、近年の脱炭素化の動きの加速化など環境分野における社会情勢の変化に対
応するため、喫緊の課題である地球温暖化対策の強化を中心として必要な見直しを行います。

○松阪市の環境分野における計画の体系



1.2 中間見直しの背景

環境分野における国際的な動向

2018（平成 30）年に本計画を策定して以降、国内外において、気候変動問題や地球温暖化対策としての脱炭素化の動きの加速化など、環境分野においては大きな社会情勢の変化があり、さまざまな取組が行われてきました。

（1）気候変動

気候変動問題は、地球上のすべての生物に関わる避けることのできない喫緊の課題です。世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、わが国においても、平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

2015（平成 27）年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として産業革命以前と比べて気温上昇を 2°C 未満に保つとともに、1.5°C に抑える努力目標が掲げられました。さらに、2021（令和 3）年 11 月、イギリス・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、1.5°C 努力目標追求の決意が気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示す包括的な文書である「グラスゴー気候合意」に明記されました。

（2）生物多様性

気候変動は生物多様性と相互に関連しており、世界的な気候変動問題は、生物多様性や生態系に大きな影響を与えています。

2021（令和 3）年 10 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第 1 部が開催され、ハイレベルセグメント（閣僚級会合）では、多くの国・地域の首脳や閣僚から 2050 年までの長期目標「自然と共生する世界」に向けた各国の取組が発信され、日本からは生物多様性日本基金の第 2 期として総額 1,700 万米ドル規模での国際支援を表明しました。また、2022（令和 4）年の COP15 第 2 部における「ポスト 2020 生物多様性枠組」の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択されました。

（3）地球温暖化対策

近年、人類の経済活動の拡大にともなって、二酸化炭素（CO₂）をはじめとして、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン類等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されることによる地球温暖化が進行していると言われていています。とくに CO₂ は、発電所等での化石燃料の燃焼などによって膨大な量が排出されています。

2021（令和 3）年の COP26 では、2015（平成 27）年のパリ協定（COP21）の目標設定から、目標達成のための具体的な政策を示すこととなり、そこでは、政府だけでなく地方公共団体や民間事業者等のあらゆるセクターが自主的に目標を設定して取組を加速化させる共同声明がなされました。

例えば、世界の主要市場で 2035（令和 17）年、世界全体で 2040（令和 22）年までに販売されるすべての新車を電気自動車などのゼロエミッション車とすることを目指す共同声明や、企業が自らの事業活動における使用電力を 100%再生可能エネルギー電力で賄うことを目指す国際的なイニシアティブである「RE100」の取組に各国の企業が参加しています。

(4) 循環型社会

廃棄物問題では、近年、海洋に流出した海洋プラスチックごみが世界的な課題となっています。海洋プラスチックごみは、海の生態系に甚大な影響を与えているほか、環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響など漁業や観光へも大きな影響を与えています。とくに、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、2019（令和元）年6月、G20大阪サミットにおいて、2050（令和32）年までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をG20首脳間で共有しました。

環境分野におけるわが国の最近の取組

わが国においては、2018（平成30年）4月、COP21のパリ協定などの環境問題に関する国際的な潮流を受けて「第5次環境基本計画」が閣議決定され、分野横断的な重点戦略を設定し、環境政策による経済・社会的課題の同時解決の実現を目指しています。

また、同年11月には「気候変動適応計画」を閣議決定し、緩和と適応による地球温暖化対策の取組が始まりました。2019（令和元）年5月には、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を策定し、翌年7月からレジ袋の有料化が開始しています。

パリ協定に加えて、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「IPCC1.5°C特別報告書」により、産業革命以降の温度上昇を1.5°C以内に抑えるという努力目標を達成するためには、2050年近辺までのカーボンニュートラルが必要であるという報告を受け、2020（令和2）年10月、菅内閣総理大臣は所信表明演説において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。さらに、2021（令和3）年4月には、菅内閣総理大臣は、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを表明しました。

また、2021（令和3年）6月、地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律が公布され、2050年脱炭素社会の実現を基本理念とすることが規定され、地方自治体においても再生可能エネルギーの利用促進などに実施目標の設定を求めるなど地域における脱炭素化が期待されています。

年	国際的な動向	国内の動向
2015（H27）	○気候変動枠組条約第21回締約国会議開催	
2016（H28）		○地球温暖化対策計画 閣議決定
2017（H29）	○名古屋議定書締結	
2018（H30）	○1.5°C特別報告書公表	○第5次環境基本計画 閣議決定 ○気候変動適応計画 閣議決定
2019（R01）	○大阪ブルー・オーシャン・ビジョン共有	○プラスチック資源循環戦略 策定
2020（R02）		○菅首相所信表明演説「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現」
2021（R03）	○生物多様性条約第15回締約国会議第1部開催 ○気候変動枠組条約第26回締約国会議開催	○温室効果ガス2030年度に2013年度比46%（50%の高みを目指す）削減目標公表 ○改正地球温暖化対策推進法 成立

1.3 松阪市の環境分野における現状

自然環境

(1) 森林

松阪市の森林面積は、42,802ha（森林比率は69%）と県内で最も広く、このうち、人工林が74%を占め、そのほとんどがスギやヒノキなどの針葉樹となっています。また、森林面積の26%を有する天然林は、シイ、カシ、ナラ類などの広葉樹がその多くを占めています。

森林は、野鳥や動植物の生息・生育の場だけでなく、湧水や洪水を緩和する水源かん養機能や二酸化炭素の吸収・貯蔵機能など多様な機能を有しています。これらの機能をもつ森林は、適切な間伐が行われることで維持することができると言われています。

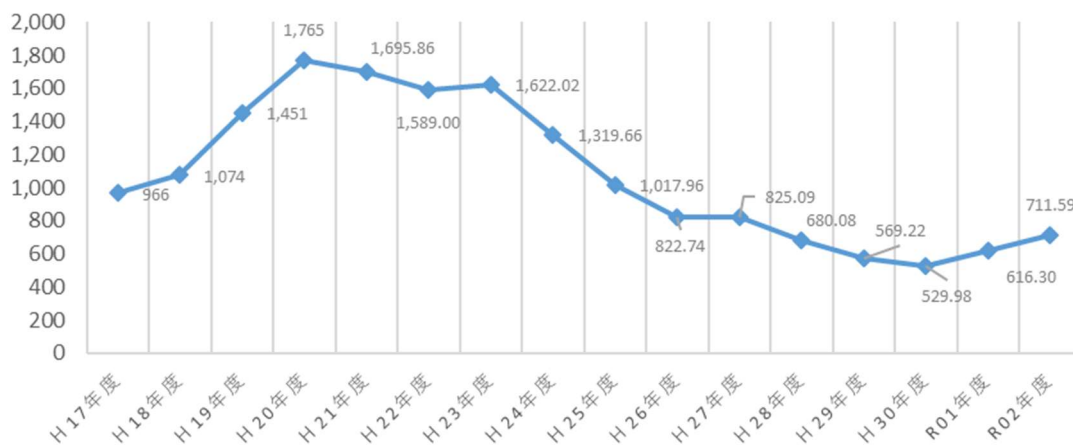
したがって、市域の多くを占める森林の多様な機能が将来世代においても発揮できるよう、造林事業や森林環境創造事業等により適切な間伐を実施していく必要があります。

■土地利用概況図



資料：松阪市都市計画マスタープラン

■松阪市の間伐実施面積の推移



資料：三重県森林・林業統計書

(2) 河川・海域

松阪市には、1級河川である雲出川と榑田川をはじめ、市街地を流れる阪内川や三渡川、金剛川などの大小多くの河川が流れており、それぞれ伊勢湾に注いでいます。川と海の合流点である河口域に形成された広大な干潟には、多様な生物が生息し、豊かな生態系を形成しています。とくに、松名瀬干潟は、干潟の典型といわれる潟湖干潟・河口干潟・前浜干潟の3つがすべて揃う貴重な干潟です。

川は山から平野を通り海に流れ出ますが、その間には、治水や利水など多くの役割を果たし、人々の暮らしを支えています。また、多くの動植物の生息・生育環境となっており、とくに祓川は、生物多様性の観点から重要度の高い湿地「日本の重要湿地 500」に選ばれています。

(3) 動植物

市域西部に位置する高見山、国見山などの台高山脈付近には、国特別天然記念物のカモシカや県天然記念物のオオダイガハラサンショウウオをはじめ、多くの希少な動植物が生息・生育しています。また、雲出川や榑田川河口の干潟では、マガモやヒドリガモなどの渡り鳥や数多くの水鳥をみることができ、ハクセンシオマネキなどのカニ類も生息しています。身近なところでも、祓川のタナゴ類、中村川のネコギギ、阿射加神社や水屋神社境内に生息するムササビなど、貴重な生き物が生息しています。

そのほか、蓮のムシトリスミレ群落や大石町の不動院ムカデラン群落、榑田川河口中洲や碧川堤のハマボウ群落、勢津のフウラン群落など、特色ある植物群落がみられます。

■松阪市に生息する動植物



資料：松阪市ネイチャーマップ、松阪市都市計画マスタープラン

(4) 大気・水環境

大気環境では、二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化窒素 (NO₂)、光化学オキシダント (OX)、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の大気汚染 6 物質について、松阪市立第五小学校 (久保町) で継続的に観測が行われています。また、これらの 6 物質に加え、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの有害大気汚染 4 物質についても調査されており、概ね環境基準を満たしています。ただし、光化学オキシダントについては、近年ではいずれの年も環境基準を満たしていません。

■大気汚染物質及び有害大気汚染物質の環境基準適合状況

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R01 年度	R02 年度	R03 年度
大気 汚染 物質	二酸化硫黄	○	○	○	○	○	○	○
	一酸化炭素	-	-	-	-	-	-	-
	浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○	○	○	○	○
	光化学オキシダント	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	微小粒子状物質	○	○	○	○	○	○	○
有害 大気 汚染 物質	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○

○：達成 ▲：非達成

資料：大気環境測定結果 (三重県)

水環境では、河川及び海域の主要な地点で水質調査が行われており、海域では、津・松阪地先海域で環境基準を満たしていない年がありましたが、近年ではいずれも満たしています。また、河川については、環境基準を満たしているものの、三重県の環境基準点の河川の汚れが目立つワースト 5 に、市内の金剛川 (上流) が 2010 (平成 22) 年以降毎年入っています。

■河川及び海域の環境基準適合状況

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R01 年度	R02 年度	R03 年度
河川 BOD	榑田川 (上流) : AA	○	○	○	○	○	○	○
	榑田川 (下流) : A	○	○	○	○	○	○	○
	阪内川 (上流) : A	○	○	○	○	○	○	○
	阪内川 (下流) : B	○	○	○	○	○	○	○
	金剛川 (上流) : D	○	○	○	○	○	○	○
海域 COD	津・松阪地先海域 ST-1	○	○	▲	▲	○	○	○
	津・松阪地先海域 ST-2	○	○	▲	▲	○	○	○
	津・松阪地先海域 ST-3	○	○	▲	▲	○	○	○

○：達成 ▲：非達成

資料：公共用水域及び地下水の水質調査結果 (三重県)

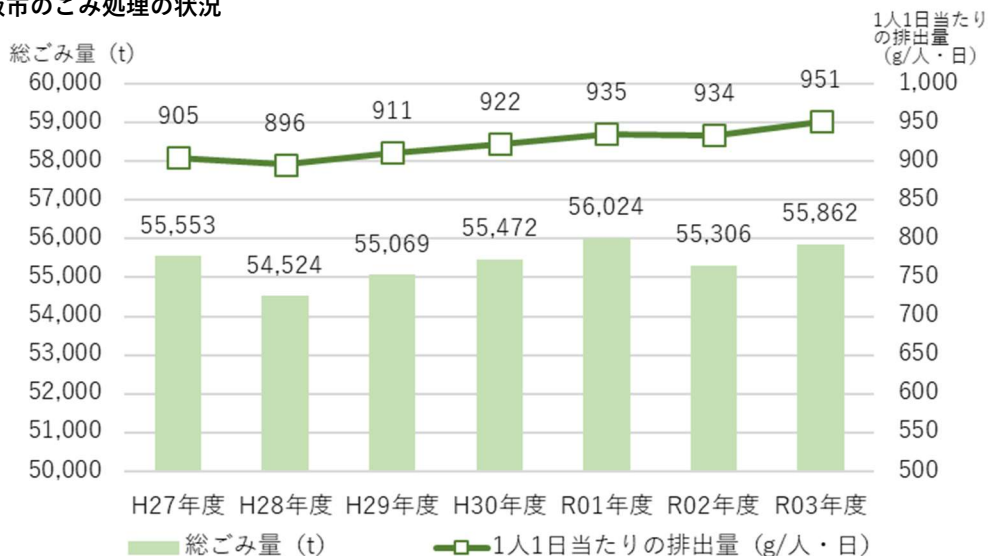
資源循環

(1) ごみ

ごみ処理の状況をみると、2021（令和3）年度の総ごみ量は55,862tであり、市民1人1日当たりの排出量は951g/人・日となっており、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。

市では、家庭系ごみの減量化を進めていくために、生ごみ処理容器設置に対する補助金の交付をはじめ、生ごみの水切りや紙ごみなどの分別の促進のほか、「松阪市3Rサポーター」によるごみ減量や3Rの啓発活動及び情報発信などを行っています。一層のごみ減量化に向けてその普及が課題となっています。

■松阪市のごみ処理の状況

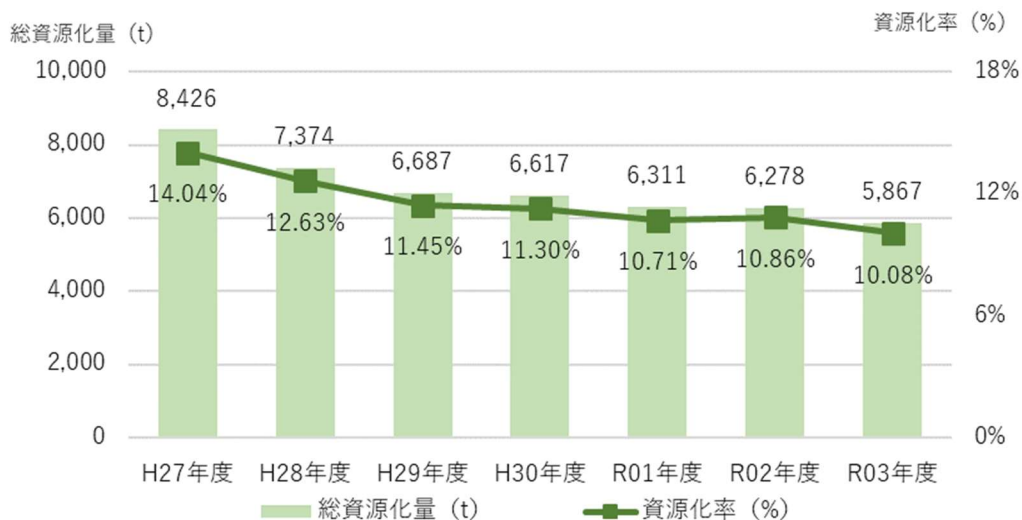


資料：令和4年度清掃事業概要

(2) リサイクル

ごみの資源化量は、2021（令和3）年度で5,867t、資源化率は10.08%となっています。2020（令和2）年度の三重県内の資源化率は20.5%であり、松阪市は県内の平均と比較すると低くなっており、今後もリサイクルに関する啓発活動や情報発信を行い、資源物保管庫（市内3か所）の利用促進や自治会・PTA・子ども会などが行う資源物集団回収などを継続していく必要があります。

■松阪市の資源化の推移



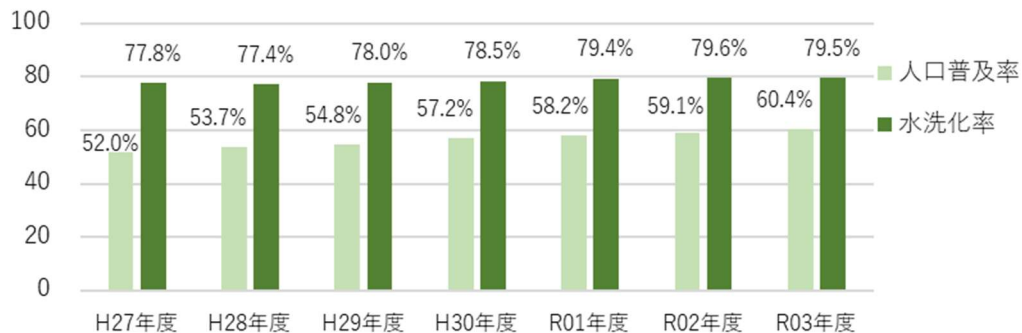
資料：令和4年度清掃事業概要

(3) 生活排水

松阪市の生活排水の処理方法は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲取の5種類があります。生活排水は、これらの施設で適正に処理されているものの、下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの生活排水処理施設の整備率は、2021（令和3）年度末で91.6%となっています。

下水道は、家庭や事務所から出た生活排水をきれいにしてから自然に戻す施設であり、下水道の普及により、水質保全だけでなく生活環境の改善や浸水の防除などが期待されます。2021（令和3）年度末の公共下水道の人口普及率は60.4%であり、公共下水道の未整備区域も多く存在するのが現状です。下水道処理区域内で実際に下水道に接続している人口である水洗化人口は整備面積の拡大により増加しますが、今後の事業計画においては水洗化率は80%前後で推移していくものと予測しています。

■松阪市の下水道の状況



資料：下水道建設課

脱炭素

(1) エネルギー消費量

私たちの日常生活に欠かすことのできない電気、ガス、水道はもとより、多くの経済活動においても大量にエネルギーを消費しています。三重県におけるエネルギー消費量は、2019（令和元）年度338,357 TJで、家庭部門が41,776 TJとなっており、家庭部門の全体に占める割合は12.3%となっています。

資源エネルギー庁によると、家庭部門のエネルギー消費量は、1973（昭和48）年度を100とすると、2018（平成30）年度は185.6と約2倍に増加しており、生活の利便性や快適性を追求するライフスタイルの変化や、世帯数の増加など社会構造の変化の影響が背景にあると考えられています。

省エネ意識の高まりにより家庭部門のエネルギー消費量は低下傾向にあります。温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出削減へ向けて、省エネルギーの必要性が一層高まっています。

■三重県のエネルギー消費量

総合計/帰属消費・排出量 単位：TJ（テラジュール）

	総数	企業・事業所他			家庭	運輸	
		農林水産鉱建設業	製造業	業務他（第三次産業）			
H27年度	340,210	274,760	10,744	216,700	47,315	45,236	20,214
H28年度	336,166	269,621	7,038	215,195	47,388	46,911	19,635
H29年度	331,953	267,338	6,976	215,015	45,346	46,172	18,443
H30年度	344,468	278,653	6,467	224,158	48,027	43,508	22,308
R01年度	338,357	273,836	6,411	222,190	45,235	41,776	22,745

資料：令和4年刊 三重県統計書

(2) 温室効果ガス

松阪市における温室効果ガス（CO₂）排出量は、2019（令和元）年度は 1,290,000t-CO₂ となり、2015（平成 27）年度比で 1,290,000t-CO₂ 減となりました。排出量の部門別割合は、産業部門 39%、運輸部門 26%、家庭部門 17%、業務その他部門 17%、廃棄物分野 1%となっています。全国平均をみても、産業部門が 44%、運輸部門 20%、家庭部門 16%、業務その他部門 18%、廃棄物分野 2%であり、ほぼ同じ割合となっています。

松阪市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定に基づき、本市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を目的として「松阪市地球温暖化対策実行計画（エコフィスアクションプログラムまつさか）」を策定しています。

■松阪市の CO₂ 排出量の推移



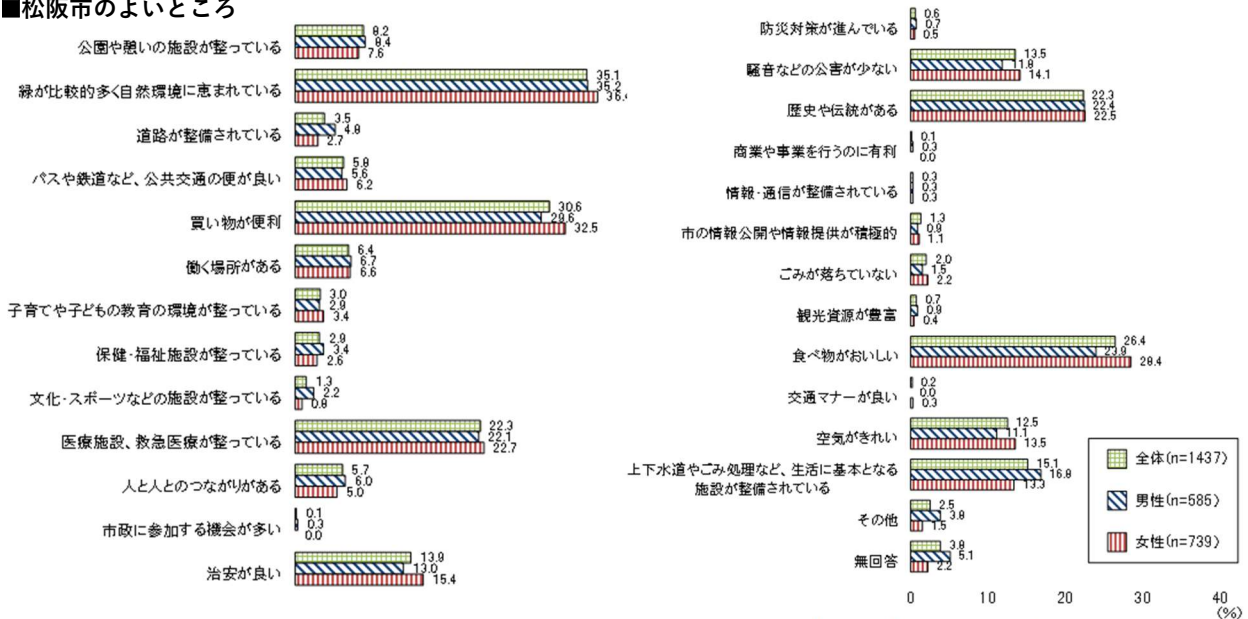
部門・分野	平成17年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)
合計	1,614	1,612	1,498	1,473	1,548	1,722	1,608	1,497	1,451	1,419	1,383	1,365	1,360	1,290
産業部門	660	678	591	562	591	714	624	511	494	533	507	515	529	504
製造業	616	634	555	511	541	660	571	462	451	464	463	471	489	464
建設業・鉱業	17	14	11	12	12	17	16	14	13	12	12	12	11	10
農林水産業	28	30	26	40	37	37	38	36	30	56	33	32	30	30
業務その他部門	276	257	271	272	281	327	309	311	319	261	253	239	247	221
家庭部門	261	267	235	245	282	294	287	296	267	251	256	250	226	213
運輸部門	401	400	390	380	381	373	374	367	357	353	349	344	338	331
自動車	385	382	371	367	367	358	358	350	341	338	332	328	323	317
旅客	207	204	200	204	203	200	201	195	188	187	186	184	181	177
貨物	178	178	172	163	164	158	156	155	153	151	146	144	142	140
鉄道	10	10	10	10	10	12	13	13	13	12	12	11	10	10
船舶	6	7	8	4	4	3	4	3	4	4	5	5	4	4
廃棄物分野（一般廃棄物）	15	11	11	13	14	14	14	12	13	21	18	17	19	20

資料：環境省自治体排出量カルテ

1.4 環境に関する市民意識

2022（令和4）年度に実施した「松阪市市民意識調査」（市内在住の15歳以上の3,000人）によれば、本市の良いと思うところを問う項目では、「緑が比較的多く自然環境に恵まれている」が35.1%で最も高く、2021（令和3）年度に実施された前回調査に続き最も高い項目となっています。一方で、「上下水道やごみ処理など、生活に基本となる施設が整備されている」は15.1%、「騒音などの公害が少ない」は13.5%、「ごみが落ちていない」は2.0%となっています。

■松阪市のよいところ



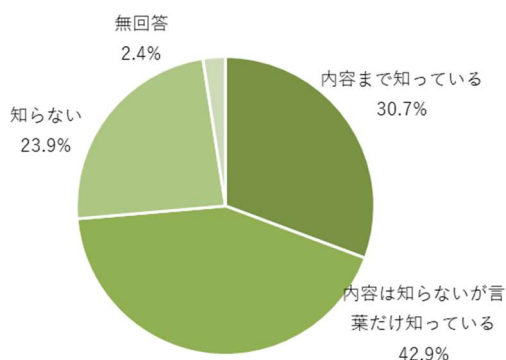
資料：令和4年度松阪市市民意識調査

また、同調査では、はじめて「カーボンニュートラル」に関する設問を設定しました。

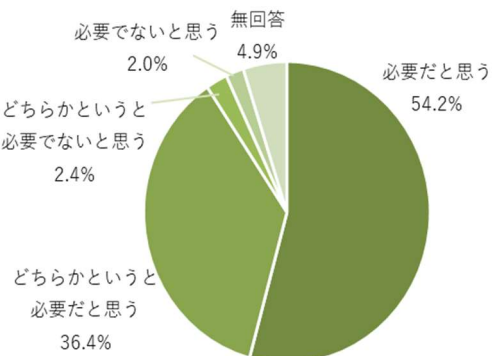
「カーボンニュートラルを知っているか」という問いに対しては、「内容まで知っている」が30.7%、「内容は知らないが言葉だけ知っている」が42.9%あり、カーボンニュートラルの認知度は高い数値を示していますが、一方で「知らない」と回答した方も23.9%あることから、カーボンニュートラルの実現に向け、さらなる啓発や情報提供が必要です。

「再生可能エネルギーの活用必要性」を問う項目では、「必要だと思う」が54.2%、「どちらかという必要だと思う」は36.4%であり、90.6%が必要を感じている結果となりました。

■「カーボンニュートラル」を知っているか。



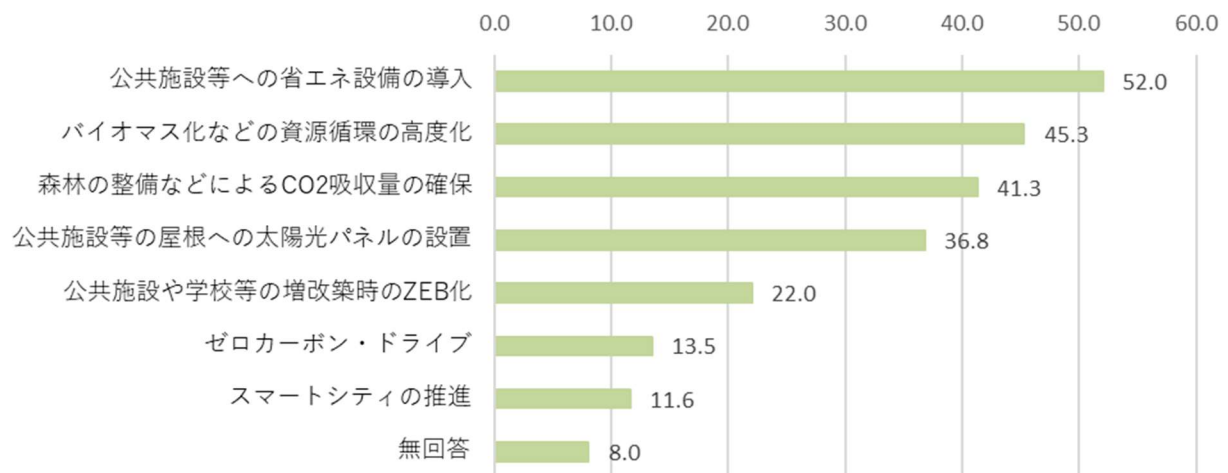
■再生可能エネルギーの活用についてどう思うか。



資料：令和4年度松阪市市民意識調査

「松阪市が取り組むべきものとして重要だと思うもの」の問いには、「公共施設等への省エネ設備の導入」52.0%で最も高く、ついで「バイオマス化などの資源循環の高度化」45.3%、「森林の整備などによるCO2吸収量の確保」41.3%となっています。

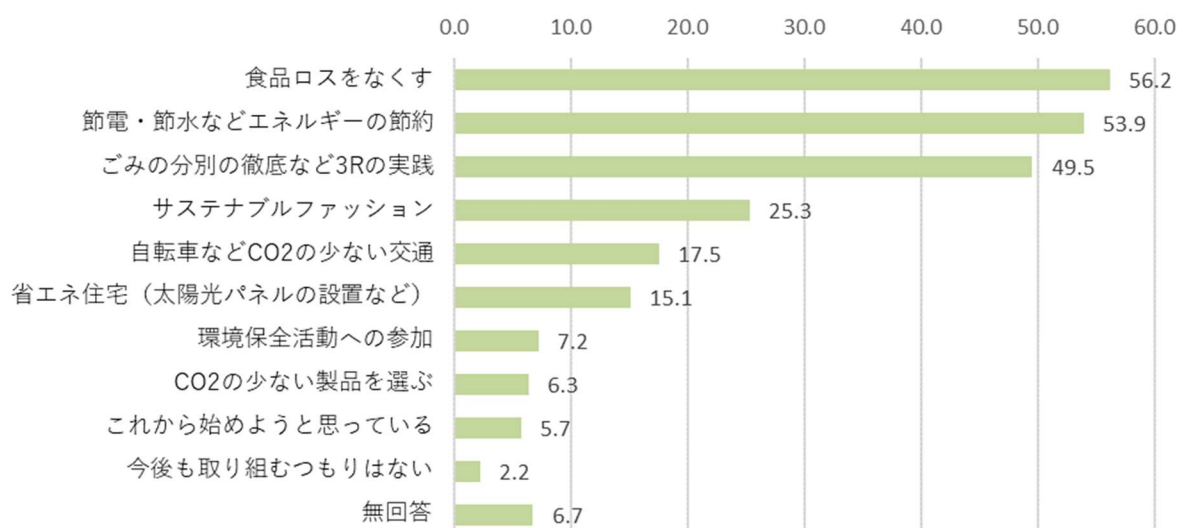
■松阪市が取り組むべきものとして重要だと思うもの（3つまで）



資料：令和4年度松阪市民意識調査

カーボンニュートラルを実現するために、わたしたちができることから取り組むべき「ゼロカーボンアクション30」が公表されています。「すでに取り組んでいること」を問う項目では、「食品ロスをなくす」が56.2%で最も高く、ついで「エネルギーの節約」53.9%、「3Rの実践」49.5%となっており、多くの市民が何らかの活動を行っているという結果が得られました。

■あなたがすでに取り組んでいること（いくつでも）



資料：令和4年度松阪市民意識調査

1.5 中間見直しの方針

近年の脱炭素化の動きの加速化や社会情勢の変化を踏まえ、次の3つの視点により施策や数値目標などの見直しを行います。

■ 環境分野における社会情勢の変化を踏まえた見直し

脱炭素社会への移行、グリーンエネルギー戦略、気候変動の影響による生物多様性の保全など、近年の環境分野における動向は、環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、これらに対応した計画とするとともに、国や県の環境基本計画に基づく環境政策の動向や、松阪市の最上位計画である総合計画などとの整合性を図るための見直しを行います。

■ 脱炭素社会（カーボンニュートラル）を見据えた見直し

2020（令和2）年10月、菅首相が2050年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現を目指すことを宣言し、温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量のバランスが取れた社会の実現に向け、さまざまな取組が進められています。地方自治体においても「地域脱炭素ロードマップ」に記載された施策が求められており、これに対応した見直しを行います。

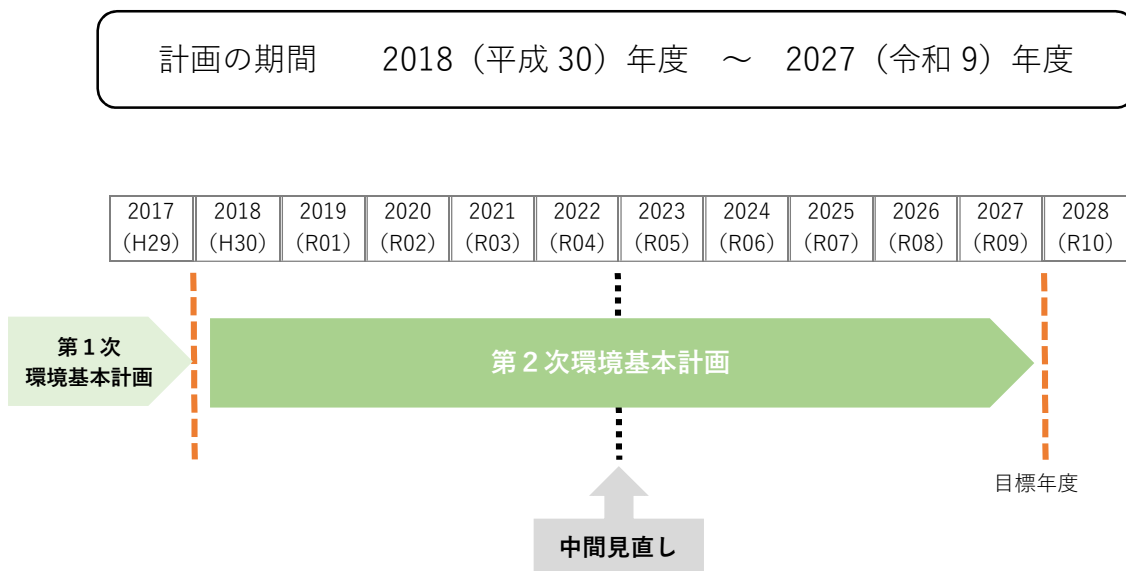
なお、これまでの分野別ビジョン「低炭素社会の実現に向けて環境にやさしい生活ができるまち」は、「脱炭素社会の実現に向けて環境にやさしい生活ができるまち」に改め、温室効果ガスの徹底的な削減を進め、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

■ 現計画の構成を整理し、だれもが理解しやすい見直し

現計画の構成や記載内容を整理し、市民や市民団体・事業者はもとより市職員などだれも見やすく容易に理解できる構成とするとともに、市民や市民団体等が各種の環境活動を実施する際のわかりやすい行動指針となるよう見直しを行います。

1.6 計画の期間

本計画は、2018（平成 30）年度を初年度とし、2027（令和 9）年度を目標年度としています。本市を取り巻く環境や社会の状況を踏まえ、総合計画との整合性にも配慮し、2022（令和 4）年度に計画の中間見直しを行います。



第2章

計画の目指すもの

この章では、松阪市の目指すべき環境像と6つの具体的な分野別ビジョンを掲げています。また、本計画で大切にしている視点や環境目標などを整理しています。

第2章 計画の目指すもの

2.1 目指すべき環境像

松阪市の「目指すべき環境像」は、第1次計画から継承し、条例第3条に定める基本理念に基づき下記のように定め、「目指すべき環境像」の実現に向けてさまざまな取組を進めていきます。

うるおいある

豊かな環境につつまれるまち まつさか

なお、「うるおいある豊かな環境」については、条例第2条第1項で次のように規定しています。

人と自然の営みが調和し、その中に生まれた独自の歴史や文化が守られ育まれる中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活をおくることができる環境をいう。

具体的には、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境から受ける恵み豊かな環境であり、それに加え、個性ある文化を尊重し、松阪市の独自性を感じることができ、市民が安全で快適に暮らすことができる環境をイメージするものです。こうした環境は、一朝一夕に実現できるものではなく、20年・30年先を見据えながら、次世代を担う子どもたちとともに想い描き、市民・市民団体・事業者・行政が協働して目指していく必要があります。

2.2 脱炭素社会の実現に向けて

2020（令和2）年10月、菅内閣総理大臣が所信表明演説において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、2021（令和3）年4月には、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを表明しました。

そこで、松阪市においても国と同水準の削減目標を設定することとし、この目標の達成に向けて脱炭素への取組を強化し、将来にわたって松阪市の豊かな環境を次世代に引き継いでいきます。

第2次松阪市環境基本計画（中間見直し版）では、2050（令和32）年の二酸化炭素の排出量の目指すべき姿を、下記のとおり設定します。

**松阪市は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ*にする
脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現を目指します**

*実質ゼロとは、CO₂排出量から森林等によるCO₂吸収量を差引きして、CO₂の排出をゼロとみなすもの

なお、脱炭素社会の実現を目指すためには、行政だけではなく一般家庭や事業所などあらゆる分野での社会経済活動における脱炭素化が必要となります。また、太陽光や地中熱、水力、風力、バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない重要な低炭素の国産エネルギー源です。地域の特性に応じ、多様な再生可能エネルギー源を活用することで、地域のエネルギー収支の改善に取り組んでいくことが求められています。今後の具体的な取組施策については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を新たに策定し、これにより示していくこととします。

2.3 第2次計画で大切にしている視点「自分のこと化」

目指すべき環境像及び分野別ビジョンの実現のためには、一人ひとりが「うるおいある豊かな環境」の保全と創造に向けて意識を高め、さまざまな取組を実践していく必要があります。

環境は、山・川・海といった自然環境だけでなく、生活環境や地球環境も含めて非常に幅広く、漠然とした概念です。そのため、日々の生活の中で環境とつながっていると意識することが難しく、自分は関係がない、あるいは、自分ひとりが行動しても何も変わらないと考えてしまいがちです。

しかし、実際にはさまざまな形で私たちの暮らしと密接に関わっており、一人ひとりの行動は環境に大きな影響を与えています。さらには、今の環境に対する行動が、自分たちの子ども世代、孫世代の環境につながっていきます。

こうしたことを踏まえ、まずは一人ひとりが環境問題を「**自分のこと**」として捉え、「うるおいある豊かな環境」の保全と創造に向けて意識を高め、行動していく必要があります。そして、それが家族に、地域に、まち全体に波及し、こうして生まれるムーブメントが目指すべき環境像や分野別ビジョンの実現につながっていくのです。

そこで、本計画では、環境問題に対して一人ひとりが大切にしたい視点を「**自分のこと化**」としています。

2.4 分野別ビジョン

目指すべき環境像の実現にあたり、本計画では次の具体的な6つの分野別ビジョンを設定しています。

1. 地球温暖化対策の推進

▶▶▶ 脱炭素社会の実現に向けて環境にやさしい生活ができるまち

環境に配慮したライフスタイルの実践や地域の特性を活かした自然エネルギーの利用など、脱炭素社会の実現に向けてみんなで環境にやさしい生活ができるまちを目指します。

2. 循環型地域社会の構築

▶▶▶ ムダなく資源が循環し、モノを大切にすることを育むまち

暮らしの中から生まれるごみを資源として有効にムダなく活用することにより、循環型地域社会の実現に向けて、モノを大切にすることを育むまちを目指します。

3. 生物多様性と自然環境の保全

▶▶▶ 多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち

山から海にいたる豊かな自然と、そこに息づく多様な生態系を保全していくとともに、自然とのふれあいを深め、身近な自然と生き物を大切に、人と自然が共生するまちを目指します。

4. 健全な水循環の確保

▶▶▶ 人も生き物もおいしく感じる水を守っていくまち

人も生き物もおいしく感じる水を守っていくためには、健全な水循環の維持に努める必要があります。水が循環する山・川・海を一体的に考え、水循環に配慮したまちを目指します。

5. 安全安心、快適な生活環境の創造

▶▶▶ 安全で快適かつ、暮らしの中で松阪らしさが感じられるまち

清浄な水や空気、静けさに包まれながら、身近に憩い、安らげる快適な環境が整っていると同時に、豊かな自然環境と暮らしが調和した特色ある景観や歴史・文化によって松阪らしさが感じられるまちを目指します。

6. 環境教育・環境学習の充実

▶▶▶ 20年・30年先の松阪の姿を考え、みんなで協力して行動できるまち

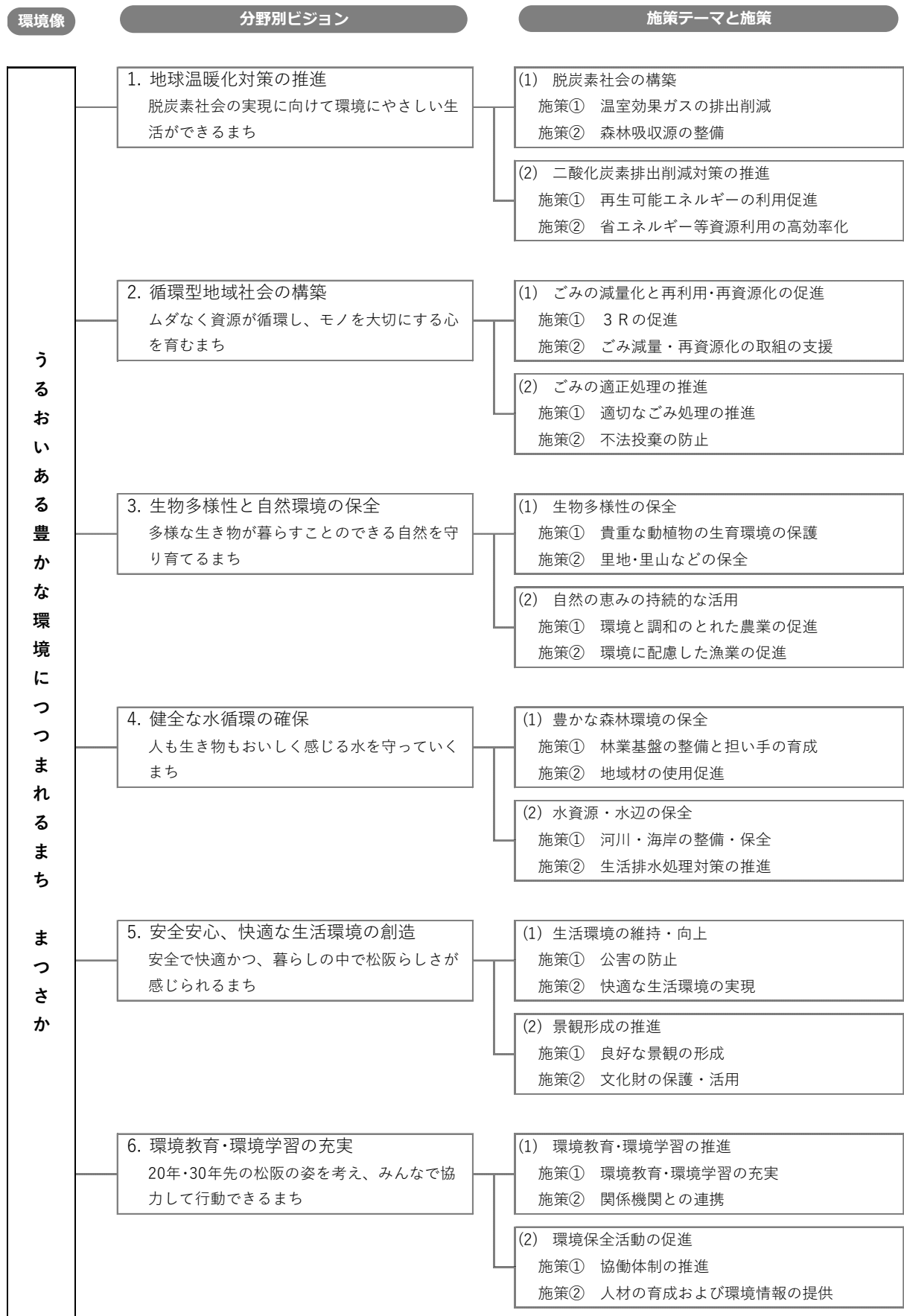
環境教育・環境学習を充実し、多様な主体が協働して実践できる環境保全活動を活性化することで、すべての人が自ら進んで環境づくりに取り組むまちを目指します。

2.5 分野別ビジョン別の環境目標

目指すべき環境像及び分野別ビジョンの実現に向けた取組の展開により、まちの環境の変化やそれにつながる市民の意識・行動の変化を環境目標として設定します。

	基準年度実績値 (平成 28 年度)	中間見直し時点値 (令和 3 年度)	最終目標値 (令和 9 年度)
1. 地球温暖化対策の推進			
① 温室効果ガス (CO ₂) 排出量 *国に合わせて基準年度を平成 25 年度とし、目標年度を令和 12 年度とする。	1,497,000 t-CO ₂	1,290,000 t-CO ₂ (令和元年度)	809,000 t-CO ₂
② J-クレジット制度に基づく造林、間伐による CO ₂ 吸収量 *制度運用を開始する令和 4 年度から令和 9 年度の累計	—	—	18,000t-CO ₂
③ 1 人 1 日当たりエネルギー消費量 (電気)	7.25kWh/人・日	7.49kWh/人・日	現状から増やさない
2. 循環型地域社会の構築			
④ ごみを減らしたり、ごみを再利用する取組の満足度	3.20 (平成 29 年度)	3.18	3.52
⑤ 1 人 1 日当たりごみ排出量 (集団回収を除く)	896g/人日	951g/人日	822g/人・日 (令和 8 年度)
3. 生物多様性と自然環境の保全			
⑥ 森林や河川・海など豊かな自然を守っていく取組の満足度	2.98 (平成 29 年度)	3.06	3.28
⑦ 地域の特性を生かした農業・水産業の取組の満足度	2.95 (平成 29 年度)	3.02	3.25
4. 健全な水循環の確保			
⑧ 森林保全や森林資源の活用促進などの取組の満足度	2.95 (平成 29 年度)	2.96	3.25
⑨ 生活排水処理施設の普及率	86.2%	91.6%	95.9% (令和 8 年度)
5. 安全安心、快適な生活環境の創造			
⑩ 気軽に利用できる憩いの場としての公園や緑地の整備の満足度	3.00 (平成 29 年度)	3.12	3.30
6. 環境教育・環境学習の充実			
⑪ 三重県環境学習情報センターを活用した環境学習の園児・児童・生徒数	1,001 人	528 人	1,000 人 (累計 10,000 人)
⑫ 各公民館での環境関連講座の受講者数	103 人	98 人	150 人 (累計 1,500 人)

2.6 施策体系図



第3章

施策の展開

この章では、目指すべき環境像に基づく6つの分野別ビジョンの実現に向けて展開する12の施策テーマと24の施策を示しています。

第3章 施策の展開

◀この章のページの見方▶

「①分野別ビジョン」毎に「②目指す姿」を示し、「③現状と課題」を整理しました。課題を解決するために必要な施策・事業を「④施策テーマ」としてまとめ、担当課を明確にし、各事業等の実施の根拠となる「⑤関連計画」を示しています。

分野別ビジョン達成のために、行政の取組の指標となる「⑥行政の取組目標」を設定し、当該ビジョンにおける市民等の具体的な行動指針を「⑦自分のこと化」として示しています。

①分野別ビジョン

※環境目標を実現するための6つの分野別ビジョン。分野別ビジョン毎に施策の展開を見開き1ページにまとめています。

②目指す姿

※分野別ビジョン毎に、目指す姿を示します。

⑤関連計画

※「④」の施策・事業の根拠となる関連計画・個別計画を示しています。

⑥行政の取組目標

※実施する施策・事業における数値目標を示しています。現状値は令和3年度時点、目標値は令和9年度です。(ただし、令和9年度の設定がない場合は、別途記載しています。)

脱炭素社会の実現に向けて環境にやさしい生活ができるまち

I 目指す姿

脱炭素社会の構築に向けた仕組みづくりを進めて温室効果ガス排出量の削減を図り、価値観や暮らし方、商品・サービスの選択など脱炭素を意識したものに交換し、環境に配慮したライフスタイルが広く定着したまちを目指します。市民や事業者などすべての主体が、それぞれ率先して再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組を行い、温室効果ガス排出量を確実に削減します。

III 施策テーマ

1 脱炭素社会の構築

脱炭素社会の実現のため、温室効果ガスの排出削減の促進と森林吸収源の整備に取り組みます。

施策① 温室効果ガスの排出削減

- 公団等の業務時にEV導入を図ります。また、EV充電設備を整備します。
- DXの推進により、事務事業から生じるCO2を削減します。

施策② 森林吸収源の整備

- トラック制度を活用した森林管理プロジェクトを整備します。
- 環境林づくり協定に基づく間伐を実施します。
- 森林経営管理法に基づく未整備森林の回復を実施します。

【担当課】 財務課・環境課・市政改革課ほか 【担当課】 林業振興課

- 関連計画 -

松原市森林整備計画、松原市トラック制度創設プロジェクト計画

■ 行政の取組目標

	現状値	目標値
公用車へのEV導入(付帯課、各地域振興課管理分)	0台/104台	5台/104台
公共施設の照明機器のLED化	6.5%	50.0%
未整備森林の間伐	174.59ha/年	250.00ha/年
環境林づくり協定に基づく間伐面積	42.04ha/年	60.00ha/年
市の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減	49,089.6 t-CO2	44,849.0 t-CO2*

25

③現状と課題

※これまでの取組を振り返っての現状と課題を示しています。「目指す姿」と「現状」を確認することで、「課題」を整理しています。

④施策テーマ(施策・事業)

※分野別ビジョン実現のための施策テーマと各施策、主な事業を示しています。

⑦自分のこと化

※市民・市民団体・事業者に取り組んでいただきたい事柄をゼロカーボンアクション30などからまとめています。

II 現状と課題

省エネルギーの取組促進や新電力事業への取組を行っており、2021(令和3)年度の温室効果ガス排出量は49,089.6 t-CO2で、2015(平成27)年度比△12.4%です。2050年脱炭素社会の実現のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の確保及び強化が必要であり、すべての主体が再生可能エネルギーの利用や省エネルギーに率先して取り組んでいく必要があります。

2 二酸化炭素排出削減対策の推進

脱炭素社会の実現のため、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組を促進します。

施策① 再生可能エネルギーの利用促進

- 設置可能な公共施設に太陽光発電設備および蓄電池の整備を進めます。
- クリーンセンターで発電した電力を公共施設で使い、エネルギーの地産地消を進めます。
- 間伐材を木質バイオマス発電で有効活用します。

施策② 省エネルギー等資源利用の効率化

- 公共施設の照明機器のLED化を進めます。
- 公共施設への高効率省エネ機器の導入を検討します。
- 非伝統など多様な媒体を活用して省エネルギーの普及啓発を行います。

【担当課】 財務課・環境課・林業振興課ほか 【担当課】 地域づくり連携課・財務課ほか

- 関連計画 -

松原市地球温暖化対策実行計画

■ 「自分のこと化」

市民・市民団体・事業者の役割及び行動

- ☑ 再生可能エネルギーへの切り替え
- ☑ クールビズ・ウォームビズ
- ☑ 節電・節水
- ☑ 省エネ家電の導入
- ☑ 消費エネルギーの見える化

さらに！ 自転車や公共交通機関の積極的な利用
さらに！ 打ち水や緑のカーテンなどで住まいの暑さを緩和

26



I 目指す姿

脱炭素社会の構築に向けた仕組みづくりを進めて温室効果ガス排出量の削減を図り、価値観や暮らし方、商品・サービスの選択など脱炭素を意識したものに変換し、環境に配慮したライフスタイルが広く定着したまちを目指します。市民や事業者などすべての主体が、それぞれ率先して再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組を行い、温室効果ガス排出量を着実に削減します。

III 施策テーマ

1 脱炭素社会の構築

脱炭素社会の実現のため、温室効果ガスの排出削減の促進と森林吸収源の整備に取り組みます。

施策① 温室効果ガスの排出削減

- 公用車の更新時に EV 導入を図ります。また、EV 充電設備を整備します。
- DX の推進により、事務事業から生じる CO2 を削減します。

[担当課] 財務課・環境課・市政改革課ほか

施策② 森林吸収源の整備

- J-クレジット制度を活用した森林管理プロジェクトを推進します。
- 環境林づくり協定に基づく間伐を実施します。
- 森林経営管理法に基づく未整備森林の間伐を実施します。

[担当課] 林業振興課

- 関連計画 -

松阪市森林整備計画、松阪市 J-クレジット制度プロジェクト計画

■ 行政の取組目標

	現状値	目標値
公用車への EV 導入	1.3%	30%
公共施設の照明機器の LED 化	6.5%	50.0%
未整備森林の間伐	174.59ha/年	250.00ha/年
環境林づくり協定に基づく間伐面積	42.04ha/年	60.00ha/年
市の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減	49,089.6 t-CO2	44,849.0 t-CO2*

*令和 8 年度

II 現状と課題

省エネルギーの取組促進や新電力事業への取組を行っており、2021（令和 3）年度の温室効果ガス排出量は 49,089.6 t-CO2 で、2015（平成 27）年度比△12.4%です。2050 年脱炭素社会の実現のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化が必要であり、すべての主体が再生可能エネルギーの利用や省エネルギーに率先して取り組んでいくことが必要です。

2 二酸化炭素排出削減対策の推進

脱炭素社会の実現のため、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組を促進します。

施策① 再生可能エネルギーの利用促進

- 設置可能な公共施設に太陽光発電設備および蓄電池の整備を進めます。
- クリーンセンターで発電した電力を公共施設で使用し、エネルギーの地産地消を進めます。
- 間伐材を木質バイオマス発電で有効活用します。

[担当課] 財務課・環境課・林業振興課ほか

施策② 省エネルギー等資源利用の高効率化

- 公共施設の照明機器の LED 化を進めます。
- 公共施設への高効率省エネ機器の導入を検討します。
- 市広報など多様な媒体を活用して省エネルギーの普及啓発を行います。

[担当課] 地域づくり連携課・財務課ほか

- 関連計画 -

松阪市地球温暖化対策実行計画

■ 「自分のこと化」

市民・市民団体・事業者の役割及び行動

- 再エネ電気への切り替え
- クールビズ・ウォームビズ
- 節電・節水
- 省エネ家電の導入
- 消費エネルギーの見える化

さらに！ 自転車や公共交通機関の積極的な利用

さらに！ 打ち水や緑のカーテンなどで住まいの暑さを緩和



I 目指す姿

ごみを抑制し、廃棄されたものはできるだけ資源として利用する循環型地域社会の実現のため、生産から流通・消費・廃棄に至るまで効率的な利用やリサイクルを進め、ごみの減量の担い手である市民と、生産・流通にかかわる事業者、そして行政が協働して、ごみの減量化と再利用・再資源化に取り組み、資源が大切に利用されるまちを目指します。

III 施策テーマ

1 ごみの減量化と再利用・再資源化の促進

循環型地域社会の構築に向けて、3Rの促進や取組の支援を行います。

施策① 3Rの促進

- 分かりやすいごみ分別ガイドブックや3Rパンフレットなどを作成・配付します。
- 3切り運動や3010運動などの啓発を行い、食品ロスの削減を目指します。
- 事業系廃棄物の発生の抑制を図ります。

[担当課] 清掃事業課

施策② ごみ減量・再資源化の取組の支援

- 生ごみ処理機や容器等の購入に対する補助金を交付し、生ごみ堆肥化を促進します。
- 市広報などさまざまな媒体を活用して、ごみの徹底した分別を啓発します。
- 資源物集団回収活動に係る補助金を交付するなどして、資源物集団回収活動を支援します。

[担当課] 清掃事業課

- 関連計画 -

松阪市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

■ 行政の取組目標

	現状値	目標値
3Rに関する環境講座の開催	12回/年	30回/年
食品ロスに関する啓発	2回/年	2回/年
ごみの資源化率	10.08%	24.00%
生ごみ堆肥化容器等購入補助制度利用件数	93件/年	70件/年
不法投棄防止のためのパトロールの実施	36回/年	24回/年

II 現状と課題

ごみの減量化や再利用・再資源化の意識醸成のため、環境学習講座の開催や3Rの取組に関する情報発信を行っています。近年のごみの量はほぼ横ばいで推移しており、資源化量は減少傾向となっています。不法投棄についても毎年一定数発生していることから、行政と市民・事業者などとの連携を強化し、引き続きごみ減量化や3R、不法投棄の防止のための取組を進める必要があります。

2 ごみの適正処理の推進

適切なごみ処理による環境負荷の軽減とごみの不法投棄対策を進めます。

施策① 適切なごみ処理の推進

- 施設の適正な運転・維持管理を徹底し、ごみ処理施設からの有害物質の排出を抑制します。
- 次期最終処分場を整備します。

[担当課] 清掃施設課

施策② 不法投棄の防止

- 不法投棄防止のための監視パトロールを実施します。
- 不法投棄防止看板などによる不法投棄の防止のための啓発を行います。
- 近隣市町・国・県・警察など関係機関と連携した不法投棄防止に取り組みます。

[担当課] 清掃事業課

- 関連計画 -

松阪市新最終処分場基本構想

■ 「自分のこと化」

市民・市民団体・事業者の役割及び行動

- 食事を食べ残さない
- 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
- 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活
- 自宅でコンポスト
- 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす
- マイバッグ、マイボトル等を使う
- フリマ・シェアリング
- ごみの分別処理

さらに！ 生ごみの堆肥化などによる生ごみの減量



I 目指す姿

生物多様性が、私たちの生活や産業、文化にもたらしているさまざまな恵みや役割について学び、体験し、理解を深め、生物多様性を守り・育む仕組みづくりを進めるとともに、多様な生物の生育・生息の場となっている水辺、農地など里地里山の自然環境を保全・再生し、多様な生物の生息環境の確保と形成を図り、より健全な状態で将来世代に継承していくことのできるまちを目指します。

III 施策テーマ

1 生物多様性の保全

天然記念物の保護や多様な生物の生息環境の保全に努めます。

施策① 貴重な動植物の生育環境の保護

- 蓮のムシトリスミレ群落やカモシカなど天然記念物の保護に努めます。
- 「松阪ネイチャーマップ」の環境学習での活用や、番組紹介による啓発を行います。

施策② 里地・里山などの保全

- 生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養等の多面的機能が発揮できる森林づくりを進めます。
- 特定の有害鳥獣を捕獲することにより農作物被害防止対策を推進します。

[担当課] 環境課・文化課

[担当課] 林業振興課・農水振興課

- 関連計画 -

松阪市森林整備計画、松阪市鳥獣被害防止計画

■ 行政の取組目標

	現状値	目標値
ムシトリスミレ盗掘防止バトロール	実施	実施
皆伐跡地への植林面積	10ha/年	20ha/年
獣害対策に係る取組研修	2回/年	3回/年
耕畜連携による堆肥散布面積	292ha/年	300ha/年
覆砂の実施面積	1,600m ² /年	1,600m ² /年

II 現状と課題

松阪市の恵まれた水や緑の自然空間は、多様で貴重な生物の生息の場となっている一方で、農業の衰退による農地の荒廃化、農薬の使用などによる生息環境の変化に伴う生物種及び生物多様性の減少が進行している状況があります。また、近年はアライグマなどの外来生物による農作物被害が顕在化しており、今後も生物多様性の継続的な保全活動が必要です。

2 自然の恵みの持続的な活用

自然環境に配慮した農業・漁業の振興と、安定した生産性の向上など体質強化を図ります。

施策① 環境と調和のとれた農業の促進

- 畜産農家と耕種農家が連携した堆肥の活用を推進します。
- 大規模ほ場整備により農業生産基盤を向上させ、農地集団化を促進します。

施策② 環境に配慮した漁業の促進

- 海底耕うんなどにより生育環境を回復し、水質の改善を図ります。
- 砕石覆砂等により漁業資源の回復を支援します。

[担当課] 農水振興課・農村整備課

[担当課] 農水振興課

- 関連計画 -

松阪市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン、松阪市田園環境マスタープラン、松阪市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

■ 「自分のこと化」

市民・市民団体・事業者の役割及び行動

- 環境保全活動に積極的に参加
- さらに！ 自然観察会や自然体験などのイベントに参加
- さらに！ 外来種の動植物を適正に管理
- さらに！ 低農薬な農産物や地元農海産物を積極的に購入
- さらに！ 収穫体験や漁業イベントなどに参加
- さらに！ 環境に配慮した低農薬・減農薬農業に取り組む



I 目指す姿

豊かな森林環境は、水源のかん養、土砂災害の防止などの多様な公益的機能をもたらし、河川や池・沼は、人々の生活に必要な水を蓄え、気候緩和、土壌や流水による水質の浄化、多様な生態系を維持します。自然環境や生態系に配慮し、水が循環する山・川・海を一体的に考え、貴重な水資源を次世代に継承していくことのできるまちを目指します。

III 施策テーマ

1 豊かな森林環境の保全

森林の適正な維持管理を進めるとともに、地域材の積極的な使用を進めます。

施策① 林業基盤の整備と担い手の育成

- 林業経営の安定のため、林道・作業道など林業基盤を整備します。
- 林業関係団体を支援し、林業後継者など担い手の育成に努めます。

[担当課] 林業振興課

施策② 地域材の使用促進

- 地域材を活用した木造住宅の建築を促進します。
- 森林施業の集約化と架線集材の推進により素材生産の増大に取り組めます。
- 林業支援センターを中心として、製材品の販路拡大に取り組めます。
- 公共施設に地域材を使用した製品の導入を推進します。

[担当課] 林業振興課・こども未来課ほか

- 関連計画 -

松阪市森林整備計画

■行政の取組目標

	現状値	目標値
林道・作業路の舗装	1 路線/年	1 路線/年
素材の生産量	51,222 m ³ /年	57,000 m ³ /年
保育園・幼稚園への地域材を使用した製品の導入	1 園/年	2 園/年
河川護岸整備時の環境配慮型コンクリートブロックの使用*	96%	90%以上
公共下水道の人口普及率	60.4%	70.4%

*年間の整備延長に対する使用割合

II 現状と課題

森林の整備や森林資源の活用に取り組んでいるものの未整備森林の増加などの課題があり、植える・育てる・収穫するという森林の循環サイクルを健全に行っていく必要があります。また、公共下水道などの生活排水処理施設の整備や河川の護岸整備などを行っており、健全な水環境を維持し、将来にわたって自然の恵みを楽しんでいくため、今後も計画的な森林や河川の整備が必要です。

2 水資源・水辺の保全

河川や海岸の整備、生活排水処理施設の充実により河川・海域の保全に取り組みます。

施策① 河川・海岸の整備・保全

- 周辺の環境に調和した河川の護岸整備に努めます。
- 自然環境や生態系に配慮した漁港海岸施設の維持管理を図ります。
- 「川と海のクリーン大作戦」など市民参加の清掃活動を促進します。

[担当課] 土木課・農水振興課

施策② 生活排水処理対策の推進

- 公共用水域の水質保全のため、生活排水処理施設の整備・維持管理に努めます。
- 合併処理浄化槽設置補助金を交付し、合併処理浄化槽の設置を促進します。

[担当課] 下水道建設課

- 関連計画 -

生活排水処理アクションプログラム計画、中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）関連松阪市公共下水道事業計画

■「自分のこと化」

市民・市民団体・事業者の役割及び行動

- さらに！ 地域の木材製品の購入
- さらに！ 川や海、砂浜を汚さない
- さらに！ 油污れなどを直接排水に流さない
- さらに！ 雨水を貯め、植木の水やりなどに活用
- さらに！ 公共下水道への接続
- さらに！ 浄化槽を適正に管理



I 目指す姿

緑や水辺の空間、地域の特色ある景観など地域の特性を生かしながら、都市の快適性や魅力を高めていくとともに、史跡や文化財を守り、次代へと受け継いでいきます。生活と自然、歴史や文化に密着した都市空間を整備し、自然との共生を図りながら、暮らしの“うるおい”を実感することのできる都市環境の質の向上を目指します。

III 施策テーマ

1 生活環境の維持・向上

公害の監視や都市公園の整備など生活環境の充実に取り組みます。

施策① 公害の防止

- 騒音・振動・悪臭について、必要に応じた立入調査、規制・指導を行います。
- 三重県公害事前審査制度の活用など公害防止協定の締結による公害の防止・監視に努めます。
- 三重県と連携して大気汚染や水質汚濁の公害防止に努めます。

[担当課] 環境課

施策② 快適な生活環境の実現

- 総合運動公園や都市公園などの緑地を整備します。
- 花種や苗木などの配布や公共施設の樹木などの適正管理により緑化を推進します。
- 犬・猫の去勢・避妊手術費の助成など、適正な飼養と愛護意識の向上に努めます。
- 環境にやさしい公共交通機関の利用を促進するとともに、乗車率向上のための啓発を行います。

[担当課] 土木課・林業振興課・環境課・商工政策課

- 関連計画 -

松阪市地域公共交通計画（策定中）

■行政の取組目標

	現状値	目標値
大気汚染の環境基準	大気汚染 4/5 有害大気汚染 4/4	適合
市民 1 人当たりの都市公園面積	0.09 m ² /年	0.1 m ² /年上乗せ
住民 1 人当たりの公共交通年間利用回数	6.56 回/人	(計画策定中)
景観絵画コンクールの参加人数	867 人/回	600 人/回
景観重点地区の指定	4 地区	5 地区

II 現状と課題

市民が健康で快適に暮らせる生活環境の維持・向上に向けて、環境基準の達成及び達成の維持を図るとともに、計画的な景観の保全・誘導など、地域環境を生かした魅力づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。市民生活においても市民一人ひとりが近隣や周辺への配慮や意識の向上を図り、都市・生活型公害の防止に向けた取組を行っていく必要があります。

2 景観形成の推進

特色ある景観や歴史的建造物の保全・活用に取り組みます。

施策① 良好な景観の形成

- 重点地区の歴史的なまちなみ景観の保全に努めます。
- 一定規模以上の建築等の行為に対する届出制度を運用して、美しい景観の保全に努めます。
- 良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危険防止のため屋外広告物の規制・誘導を行います。

[担当課] 都市計画課

施策② 文化財の保護・活用

- 指定文化財などの保存・保護に取り組みます。
- 指定文化財などを生かして地域の活性化を図ります。

[担当課] 文化課

- 関連計画 -

松阪市景観計画、三重県屋外広告物条例

■「自分のこと化」

市民・市民団体・事業者の役割及び行動



スマートムーブ



ゼロカーボンドライブ

さらに！環境にやさしいエコドライブを実践

さらに！所有地の草木を適正に管理

さらに！野焼きや基準に適合しない焼却炉は使用しない

さらに！近隣の迷惑となるような生活騒音を発生させない

さらに！歴史的なまちなみや景観を守る



I 目指す姿

市民が環境学習へ参加できる機会を充実し、また、次代を担う子どもたちが学校や地域において環境教育に触れる機会を充実するなどして、すべての市民が環境に関する十分な知識を得る機会を持ち、その結果、自ら環境のことを考え、行動し、協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加している社会の実現を目指します。

III 施策テーマ

1 環境教育・環境学習の推進

子どもたちだけでなく、多くの世代に環境について学習する機会を提供します。

施策① 環境教育・環境学習の充実

- 松阪市版の学校環境 ISO の取組である学校エコチャレンジを実施します。
- 園児が環境に関心を持ち、行動に移す力がつくような保育に取り組みます。
- 親子環境学習会や森林環境教育などの環境講座を実施します。

[担当課] 学校支援課・こども未来課・環境課ほか

施策② 関係機関との連携

- 三重県環境学習情報センターと連携して環境学習の充実に努めます。
- 三重県や環境団体などと情報共有を図り、連携を強化します。

[担当課] 環境課

- 関連計画 -

三重県の森林づくり基本計画

■行政の取組目標

	現状値	目標値
清掃 3 施設*の施設見学者数	2,120 人/年	2,500 人/年
「松阪市学校環境 ISO」の認定更新	すべての市立幼稚園・小中学校	すべての市立幼稚園・小中学校
松阪市 3 R サポーター研修会	1 回/年	3 回/年
脱炭素啓発事業への参加者	55 人/年	100 人/年
環境に関する情報発信	14 回/年	15 回/年

*リサイクルセンター、クリーンセンター、最終処分場

II 現状と課題

小学校などで学校エコチャレンジなど環境学習や環境教育に取り組んだり、地域による清掃活動や松阪市 3 R サポーターなどの活動が行われたりしています。今後もあらゆる世代が継続的に環境教育や環境学習に取り組むことができる体制づくりや、市民・事業者が環境保全及び創造に関する取組に参加する機会の提供により保全活動の充実につなげていく必要があります。

2 環境保全活動の促進

多様な主体が協働した環境保全活動の活性化、協働体制のさらなる充実に取り組みます。

施策① 協働体制の推進

- 松阪市環境パートナーシップ会議などを通じ環境にやさしい行動の啓発に取り組みます。
- 松阪市 3 R サポーターを育成し、活動を支援します。

[担当課] 環境課・清掃事業課

施策② 人材の育成及び環境情報の提供

- 住民自治協議会が行う環境活動などを広く発信するなどして環境意識の醸成を図ります。
- 市広報などさまざまな情報伝達手段を活用し、環境に関する情報を発信します。

[担当課] 地域づくり連携課・環境課

- 関連計画 -

Blank box for related plans.

■「自分のこと化」

市民・市民団体・事業者の役割及び行動

- 環境保全活動に積極的に参加
- 植林やごみ拾い等の活動
- さらに！ 環境学習会などに参加する
- さらに！ 環境に関するさまざまなイベントに参加する
- さらに！ 地域の清掃活動に参加する
- さらに！ 松阪市環境パートナーシップ会議に参加する
- さらに！ 松阪市 3R サポーターに登録する

第4章

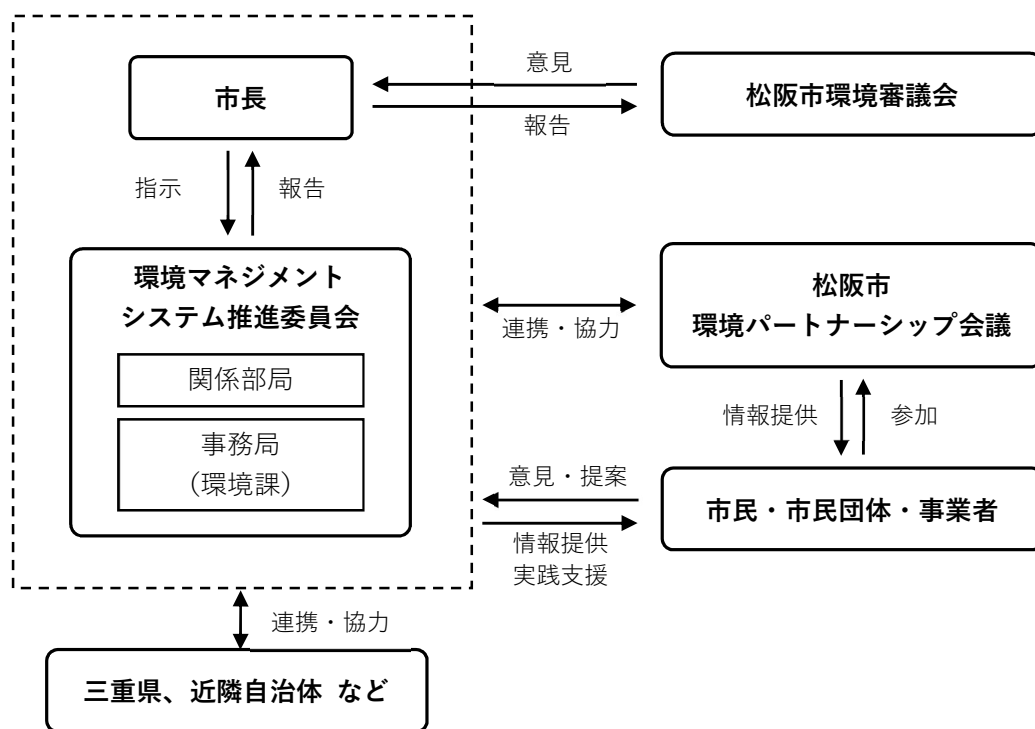
計画の推進

この章では、目指すべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に関する取組を効果的かつ効率的に進めるための体制と進行管理の方法を整理します。

第4章 計画の推進

4.1 計画の推進体制

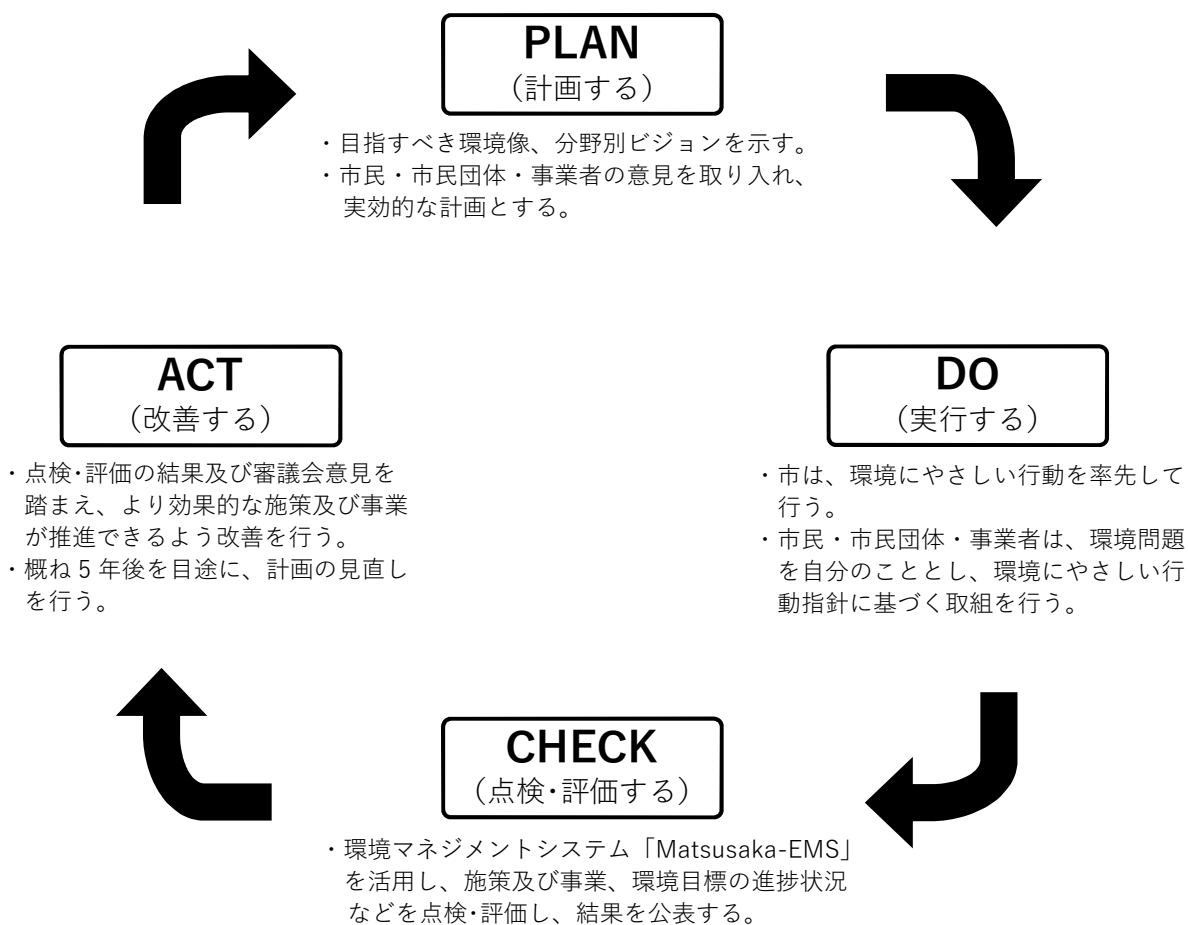
本計画を着実に推進するため、2011（平成23）年度から運用している環境マネジメントシステム「Matsusaka-EMS」を活用して施策及び事業を進めます。また、条例に基づき設置された松阪市環境審議会や市民・市民団体・事業者の各主体が協働して環境にやさしい行動を実践することを目的として2009（平成21）年に設置された松阪市環境パートナーシップ会議と連携することで、市民・市民団体・事業者の行動を促すとともに、これらの各主体との協働により事業を進めます。



松阪市環境審議会	条例に基づき、本計画に関する事項やうるおいある豊かな環境の保全と創造に関する事項について年次報告書などをもとに審議を行い、市長に意見を述べ、計画を効果的に進めます。
松阪市環境パートナーシップ会議	市民・市民団体・事業者・行政の協働により、「環境にやさしい行動指針」の普及・啓発及び環境保全活動を実践し、環境にやさしい行動を市域全体に広げます。
環境マネジメントシステム推進委員会	環境マネジメントシステム「Matsusaka-EMS」に基づく推進組織で、本計画に基づく市の施策の推進と進捗管理を行います。

4.2 進行管理の方法

環境基本計画の進行管理にあたっては、2011（平成 23）年度から運用している環境マネジメントシステム「Matsusaka-EMS」を活用し、施策及び事業の進捗状況や環境目標の達成状況を定期的に点検・評価します。また、松阪市環境審議会へ報告を行い、意見を求め、継続的な改善を行うことにより、施策及び事業の効果的かつ効率的な推進を図ります。なお、施策及び事業の進捗状況や環境目標の達成状況などについては、条例第 12 条に基づき、毎年度年次報告書を作成し、市ホームページなどで公表することとします。



4.3 環境にやさしい行動指針

環境行動指針とは

私たち市民や事業者など多様な主体が、それぞれの役割を自覚し、協働して環境の保全と創造に取り組むために、条例第9条第2項により「市、市民、市民団体及び事業者がうるおいある豊かな環境の保全と創造のために行動するうえにおいて配慮すべき指針」を定めることとされています。

また、条例第11条には、「市民等は、日常生活や事業活動において環境行動指針に従い、環境に配慮した行動に努めるものとする」と規定されています。

環境行動指針の構成

環境行動指針は、目指すべき環境像「うるおいある豊かな環境に つつまれるまち まつさか」の実現に向け、市民・市民団体・事業者・行政の各主体が配慮すべき行動の方針を示しています。

【目指すべき環境像】

うるおいある豊かな環境に つつまれるまち まつさか

【分野別ビジョン】

- 1 [地球温暖化対策の推進] 脱炭素社会の実現に向けて環境にやさしい生活ができるまち
- 2 [循環型地域社会の構築] ムダなく資源が循環し、モノを大切に作る心を育むまち
- 3 [生物多様性と自然環境の保全] 多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち
- 4 [健全な水循環の確保] 人も生き物もおいしく感じる水を守っていくまち
- 5 [安全安心、快適な生活環境の創造] 安全で快適かつ、暮らしの中で松阪らしさが感じられるまち
- 6 [環境教育・環境学習の充実] 20年・30年先の松阪の環境を考え、みんなで協力して行動できるまち

【環境にやさしい行動指針】

私たちの環境行動指針

私たちの環境行動指針

1. 地球温暖化対策の推進 - 脱炭素社会の実現に向けて環境にやさしい生活ができるまち -

私たちは、脱炭素社会を実現するため、環境にやさしいライフスタイルの実践と、地域の自然エネルギーを活用した地球温暖化対策を進めます。

2. 循環型地域社会の構築 - ムダなく資源が循環し、モノを大切に作る心を育むまち -

私たちは、循環型地域社会を構築するため、3Rの実践やごみの適正な排出に努めます。

3. 生物多様性と自然環境の保全 - 多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち -

私たちは、多様な動植物が暮らす豊かな自然を守り続けるため、生き物とのつながりに対する理解を深め、豊かな環境を大切にします。

4. 健全な水循環の確保 - 人も生き物もおいしく感じる水を守っていくまち -

私たちは、豊かな水環境を将来世代まで引き継いでいくため、森林環境や水辺環境の保全に協力します。

5. 安全安心、快適な生活環境の創造 - 安全で快適かつ、暮らしの中で松阪らしさが感じられるまち -

私たちは、みんなが安全で快適に暮らすため、快適な生活環境づくりに努め、将来にわたって松阪らしさが感じられるよう、豊かな景観や文化財を大切にします。

6. 環境教育・環境学習の充実 - 20年・30年先の松阪の姿を考え、みんなで協力して行動できるまち -

私たちは、20年・30年先の松阪の環境を考え、さまざまな環境に関する理解を深め、子どもたちにバトンタッチできるよう努めます。

そして、私たちは、目指すべき環境像と分野別ビジョンを共有し、
みんなと協働しながら、その実現に向けて努力していきます。

また、これらの行動指針のほか、具体的な行動の指針となるものを分野別ビジョン毎に「自分のこと化」として整理しています。

資料編

資料1 松阪市環境基本条例

平成17年1月1日（条例第149号）

平成23年10月18日条例第35号

前文

伊勢平野の中央部に位置する松阪市は、西に高見山地より連なる美しい山並みが広がり、これより流れ出る水は、櫛田川、阪内川、中村川などの清らかで力強い流れとなり、東に広がる伊勢湾に注ぎ込んでいる。この山から海まで連なる一連の緑の帯は、肥沃な大地と地域に応じた生態系を育み、私たちはこの恵みを受け自然と共存して発展してきた。

また、蒲生氏郷の松阪開府より、江戸期には松阪商人の活躍を背景に、本居宣長を生みだし、その後も多くの文人墨客を輩出するなど独自の個性ある文化を形づくってきた。

これらの豊かな自然と、先人が築いてきた歴史や文化は、私たちの日常生活に安らぎと潤いを与え、私たちの生活を内面から豊かにしてくれている。

しかしながら、便利な暮らしを求め続ける私たちは、大量生産、大量消費及び大量廃棄を繰り返すことで、環境への負荷を増大させ、その影響は生物の生存の基盤である地球環境にまで深刻な影響を与えている。

もとより私たちは、松阪市のうるおいある豊かな環境を良好な状態で享受する「権利」を有するとともに、その環境を将来にわたって、守り、育み、さらに引き継いでいかなければならない。

この認識のもと、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働して環境の保全と創造に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を実現することを目指し、ここに松阪市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、うるおいある豊かな環境を保全し創造するため、基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者の連携のもとそれぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) うるおいある豊かな環境 人と自然の営みが調和し、その中に生まれた独自の歴史や文化が守られ育まれる中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活をおくることができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 うるおいある豊かな環境の保全と創造は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市、市民、市民団体及び事業者が自らの活動と環境のかかわりを認識し、環境にやさしい身近な行動を心がけ、皆の参加のもと持続的に発展することができる循環型地域社会を構築すること。
- (2) すべての生物にとってなくてはならない水の大切さを認識し、人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくため健全な水循環の回復と維持に努めること。
- (3) 多様な生物が息できる生態系及び自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然そして生物を大切にすることを養い、自然とのふれあいを深め、人と自然との共生が図られること。
- (4) 先人が築きそして引き継いできた歴史文化遺産を発掘、保全及び活用し、これらの所産が、私たちの生活の中に密着したものであるとして活かされるとともに、歴史文化環境の大切さを引き継ぎ伝えていくこと。
- (5) 地球環境保全に関して、個々の環境への負荷の集積が現在の地球環境問題を引き起こしているということを踏まえ、常に松阪市民であるとともに、地球市民であるという意識を持って環境にやさしい行動を実践すること。

（市の役割）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保

全に関する施策を策定し実施するものとする。

- 2 市は、自ら行う事業の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に努めるものとする。
- 3 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、三重県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、市民、市民団体及び事業者（以下これらを「市民等」という。）と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、うるおいある豊かな環境を損なうことのないようお互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（市民団体の役割）

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等を図り、環境保全活動を積極的に推進するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境保全対策に努めるものとする。

- 2 事業者は、公害その他うるおいある豊かな環境の保全と創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。
- 3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するものとする。
- 4 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、市、市民及び市民団体と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

第2章 うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 基本方針と環境基本計画

（施策の策定等に係る基本方針）

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を策定し実施するものとする。

- (1) 健全な水循環の回復及び維持
- (2) 多様な生態系並びに自然環境の保全及び回復と動植物の保護
- (3) 都市生活型公害及び産業公害の防止及び予防
- (4) 快適環境の創造
- (5) 循環型地域社会の構築
- (6) 地球環境の保全
- (7) 環境教育及び環境学習の充実

（環境基本計画）

第9条 市長は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、市の総合計画の基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
- (2) 市、市民、市民団体及び事業者がうるおいある豊かな環境の保全と創造のために行動するうえにおいて配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、第24条第1項に規定する松阪市環境審議会の意見を聴くものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

（環境基本計画との整合性）

第10条 市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

- 2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（環境行動指針への適合）

第11条 市民等は、日常生活や事業活動において環境行動指針に従い、環境に配慮した行動に努めるものとする。

（年次報告書の作成）

第 12 条 市長は、毎年、環境の状況及びうるおいある豊かな環境の保全と創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 2 節 個別の分野における施策

(水源のかん養機能及び水の浄化作用のための森林の保全)

第 13 条 市は、健全な水循環を回復し維持するためには、森林の持つ水源のかん養機能及び水の浄化作用が重要であるとの認識のもと、水源のかん養機能及び水の浄化能力を高めるべく森林の保全に対し必要な措置を講ずるものとする。

(生活排水の適正処理)

第 14 条 市は、健全な水循環を回復し維持するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水の浄化に努めるものとする。

2 市は、生活排水による水質汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発に努めるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第 15 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者の策定する計画が、環境に適正に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

(歴史文化の薫る魅力ある都市景観の形成等)

第 16 条 市は、快適環境の創造のために、歴史文化遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれる町並みを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるものとする。

(廃棄物の減量及び資源化の促進)

第 17 条 市は、循環型地域社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第 18 条 市は、地球環境の保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識のもと、市民等と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

(地球環境保全のための行動の促進)

第 19 条 市は、市民等との協働により、それぞれの役割に応じて地球環境保全に向けた行動指針を定め、その普及に努めるとともに、この指針に従い地球環境保全に向けた行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 参画と協働のための施策

(環境教育及び環境学習の推進)

第 20 条 市は、環境教育及び環境学習の充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進のための施策
- (2) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する生涯学習の支援のための施策
- (3) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する広報啓発活動
- (4) その他環境教育及び環境学習の推進のための必要な施策

2 市民及び市民団体は、うるおいある豊かな環境の保全と創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組むものとする。

3 事業者は、うるおいある豊かな環境の保全と創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境教育及び環境学習を通じて事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 21 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他のうるおいある豊かな環境の保全と創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第 22 条 市は、環境の状況及びうるおいある豊かな環境の保全と創造に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、第 20 条に規定する環境教育及び環境学習の推進並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進に必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 23 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

第 3 章 推進及び調査体制等

(松阪市環境審議会)

第 24 条 市は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、松阪市環境審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。

2 審議会は、環境基本計画に関する事項その他うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する基本的事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

(調査等の実施)

第25条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を策定し、適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに必要な調査及び研究を行うものとする。

(監視等の体制の整備)

第26条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を実効性のあるものとするため、環境に係る監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(財政措置)

第27条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第4章 委任

第28条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成23年10月18日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 松阪市環境審議会

平成 17 年 9 月 30 日規則第 302 号

平成 18 年 3 月 31 日規則第 41 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 38 号

平成 29 年 3 月 23 日規則第 11 号

松阪市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市環境基本条例（平成 17 年松阪市条例第 149 号）第 24 条第 6 項の規定に基づき、松阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を保持しなければならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の定めるところにより支払うものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境生活部環境課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 41 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 38 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日規則第 11 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

■松阪市環境審議会委員

氏 名	(所 属)	氏 名	(所 属)
岩崎 恭彦	(三重大学人文学部教授)	橋本 耕一	(みえなか農業協同組合営農部次長)
大西 大輔	(松阪飯南森林組合参事)	山本 健治	(住友理工株式会社松阪事業所総務勤務課課長)
富田 靖男	(元三重県立博物館館長)	笠井 誠	(公募委員)
豊田 多希子	(松阪市立米之庄小学校校長)	柴田 実	(公募委員)
中東 恵	(一般社団法人三重県建築士会)	中北 喜彦	(公募委員)
西 秀次	(松阪漁業協同組合組合長)	南 泰代	(公募委員)

第2次松阪市環境基本計画（中間見直し版）

Matsusaka City Environmental Basic Plan II

2018-2027

2023年 月 松阪市